(医原型中)

変えていきたい」と話し

のように生活できなくなっ

たことに触れ「公にしてか

の見直してさらなる議論が

ことは変わらない。

・年後

また、今年ら月に会見し

平成30年 5254	平成29年 4712	平成28年 4525	平成27年 4686	平成26年 4399	処理人員	10
1621	1484	1487	1622	1671	起訴人員	強動 おい は
3051	2684	2444	2471	2191	不起訴人員	強制わいせつ、強制性交等
582	544	594	593	537	その街	等 (※3)
34. 7%	35. 6%	37. 8%	39. 6%	43. 3%	(※5)	
	997	960	1144	1014	処理人員	強制性交等(※4)
	282	296	341	346	起訴人員	
* N	643	571	735	582	不起訴人員	
	72	93	68	86	その街	
	30.5%	34. 1%	31. 7%	37. 3%	施課事 (※5)	

- \* \* \* N る速報値であ 今後変わり得る
- 強制をいせ 人員等を表示し ていない。
- ω 複態
  せ
  こ
  中
  し 集団強藻、 強制性交等 準強制性交等。 監護者性交等
- 対象罪名は
- 100として鮮出した。

※傍線は山井事務所にて付加

出所:法務省提供資料

### Ш 新聞朝刊 2017/10/25]



語でスピーチ

にしていなかったが、

鄭縱言和震。

為を認定されたことは 性は「一連の経過で犯罪行

に不服の申し立てをした 準強姦容 対職相談のため、元工 伊藤さんは2015年4 整備が必要だ」と話した。

展

明できないと罪に問えない 被害者が抵抗できないほど 強制性交票も、 されたが、 では
ト月に
改正
刑法が
施行

必要だ」と述べた。

会見で伊藤さんは「日本 いる」とロメントした。 られ、法的措置も検討して などで名誉が著しく飾つけ 完全に終結した。 もなく、今回でこの条件は フムレ教師に起っ

伊藤詩織さんが手記、会見

性被害者 救済の仕組みを

社会の意識を変えてい フィン被害を訴えている

※傍線は山井事務所にて付加

報告	銀利所	罪名	起新内容	無罪判決の主な理由	検察側 の対応
12	福岡地駅 久屋米支部	申领益	犯動させられた女性 が限り込んだところ を何性が性交	女性が抵抗できない状 態だったが、同意して いると男性が損傷する 状況にあった	挖拆
19	静岡地故 訴松支部	強制 性交数傷 ・傷害	男性が密議のない女 性に口管(こうこう) 性交を強制し、けが 名させた	男性から見て明らかに 分かる形で女性が抵抗 していないので男性に 敬魔がなかった	無罪確定
26 E	名古歷地政 岡崎支部	等 性交等	抵抗できない状態の 長女(19)に父親が性 交。中2の時から性 的虐待をしていた	長女は同意しておらず 抵抗できない精神状態 だったが、恐怖で拒め なかったとはいえない	拉斯
28日	群员地跃	強姦	長女(12)に父親が性 的襲行。約2年にわ たり性行為を強要	長女の証言が変遷。他 の家族が気づかなかっ たのは不自然で不合理	游

侍を受けていた。抵抗すると殴る蹴るのたことを認定。 長女は十四歳から性的虐 制性交罪に関われた父親が無罪になっ 輪支配では、十九歳の長女に対する鄭強 暴行をされたことなどから、 るのか」と司法へ疑問の声が上がって 抵抗 判決は長女が性交に同意していなかっ これで無罪なら、何が性犯罪にな われる「乖離」の状態ではなく、かし、精神的ショックで記憶や感しがたい心理状態」だったと認め 判決では

## 命の危険をおかして最後まで抵抗するもスプリングの山本満代表は「被害者は 「何が性犯罪になるのか」

命や体へ重大な処害を受ける恐れがあっ

たと言えず、

粒拡不能ではなかったと結論づけた。

う条件は満たさないと判断。 性交に応じる以外に選択肢

その知見が刑法に反映されていない」と根拠がないと学問的に証明されている。

抵抗しないのは同意だというのは

をなくても、加密者に犯罪の「故意がない」から無罪、という司法判断も続い い」から無罪、という司法判断も続い た。 ために抵抗できなかったと認めつつ、 も、被害女性が「頭が真っ白になった した」と無罪に。静岡地蔵浜松支郎 は「最近になって性犯罪の無罪判決が相る。性暴力被害に詳しい伊藤和子弁護士 る。性暴力被害に詳しい伊藤和子弁護る抗議デモや集会が各地で開催されて ので無罪とした れしていることが男性に伝わらなかったれしていることが男性に伝わらなかった 為中に目を開けて声を出したなどとし 岡地威久留米支部の裁判では、 二十代女性が四十代男性に任交された楣 ころした笥法判断に、刑法改正を求め 男性傾が「女性に許容されたと撰信 「故意がな

感覚とずれている」として、法務省と最高語の当事者団体「スプリング」は十三日、 とってあまりに重い「暴行・聲迫要件」が見直されるか、注目されている。 父親から娘への性暴力など、性犯罪での無罪判決が各地の る」として、法務省と最高裁に刑法改正を求める要望者を出した。被害者に (出田阿生)

だけでなく、 性交に同産して 認められるには、被害者が 現行法でレイブが犯罪と 相手 からの

被害者団体、法務省に要望書

も高い の要件は操存された。 定が一種見慮されたが、 〇一七年に刑法の性犯罪規 て抵抗が不可能だっ

各地で相次で無罪判決。名古屋地裁固 し、この規定が「あまりに 要望書では、法務後に対 ルとなってい

断えた。

また、性行為が意に反していて抵抗で

断える。

静岡地裁浜松支部で

※傍線は山井事務所にて付加

修を徹底するよう訴えた

心理学的に教える研

めどに見直すという付帯決

三年後を

来年に知る。

いう状態に陥るかなど、医は、裁判官に、被害者がどう

直しを求めた。最高裁に

※傍線は山井事務所にて付加

出所:法務省提供資料

第九条

政府

は、

E

の法律

の施行後三年を目途として、

性犯罪に

おける被害の

実情、

0

法律による改正

後

(検討)

附

則

刑

法

0

部を改正する法律

(平成二十九年法律第七十二号)

の規定の施行の

状況等を勘案し、

性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うため

の施策の在り方に

0

11

て検討を加え、

必要があると認めるときは、

その結果に基づ

て所要の措置を講ずるものとする

### 改正刑法(性犯罪)の運用および 附則第九条における見直しに向けた要望

一般社団法人Spring 代表理事 山本潤 住所:〒103-0014 東京都中央区日本機構整町1丁目21-6 電話番号:080-3790-1500

平素より、国民の権利を守り、「国民生活の平穏と安全の保護」に取り組んでいただきあ りがとうございます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している 性暴力被害者・支援者の団体です。

2017年6月、刑法性犯罪が改正されたことは、私たちにとって大きな希望となりました。 また2018年4月に性犯罪被害への理解を深めようと、法務省「性犯罪に関する施策検討に 向けた実態調査ワーキンググループ」設置し、ヒアリングや視察を実施していただいている ことに感謝しております。一方、本年3月以降に相次いだ性暴力事件に関する無罪判決は、 附帯決議で定められた事項の履行および附則第九条における刑法見直しの必要性を強く感じ させるものでした。

相手の同意のない性的言動は性暴力です。国連は、身体の統合性と性的自己決定権の侵害 を性暴力として定めています。「性的自己決定権」とは、いつ、どこで、誰と性関係を持つ のかを決める権利です。これは、すべての選択肢をお互いが十分に把握し、その瞬間の自由 な意思に基づいて同意や拒否ができるときに発揮されます。

同意がなく、対等性がなく、自分の意思を無視され、望まない行為を強要される時、人は 深く傷つきます。性暴力とは、決して許されない人権侵害です。

性暴力被害には、レイブ神話という社会通念上の誤解や偏見があることは周知の事実です が、そのレイブ神話は、未だに払しょくされていません。

そこで私たちは、附帯決議における事項が適切に履行されることにより、改正刑法がより 良い運用となり、また、判決における性暴力被害の立証と実態調査データの乖離に即した改 正刑法の見直しが成されるよう、以下を要望いたします。

### 1. 2017年の刑法改正の折に、"3年後"とされた見直しの目処の2020年に、刑法 改正見直しを実現してください。

本年3月以降に相次いだ性暴力事件に関する無罪判決に対し、一般市民が「おかしい」と 感じ、自分たちを守るはずの刑法が自分たちを守っていないという認識が共有され、判決に 対する抗議デモや署名運動が広がってきています。国民の権利を守り、「国民生活の平穏と 安全の保護」が正しく施行されるよう、刑法改正見直しを強く望みます。

※傍線は山井事務所にて付加

### 2. <u>「暴行または脅迫」ならびに「抗拒不能」について、撤廃を含めた見直しを要</u>望します。

### 一) 裁判の現状について

・2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部<sup>[1]</sup>は、中学2年から長女(19)への性的虐待を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交に同意していなかったこと」を認めましたが、性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものでなく、従わざるを得ないような強い支配、従属関係にあったとまでは言い難いとし、「被害者が抗拒不能の状態だったと認定することはできない」として無罪と判断しました。

### 二) 心理学的·精神医学的知見

暴行又は脅迫がなくても、抗拒不能になり、性犯罪が成立することは、心理学的・精神医 学的に証明されています。

- ・犯罪や大災害等、想定外の衝撃や攻撃にあうと、頭が真っ白になり、心身が凍りついたように活動を停止することがあります。性被害の場合においても、被害の瞬間にフリーズ反応 (凍結反応)が起き、その後、逃げることも戦うこともかなわないと (無意識的に) 判断されたときに、強直性不動状態(あるいは擬死状態)が生じます。
- ・抵抗は恐怖の時の反応として必ずしも一般的でなく、逆上されそうな場合、人間も動物も 降伏する姿勢をとることがあります。何が起きているのかわからない、という混乱やなぜこの人が、という混乱によって動けなくなってしまうこともあります<sup>[2]</sup>。
- ・レイブ被害者の半数以上が被害時に「とても怖かった」「言うことを聞かないと殺される と思った」「相手からなにをされるかわからなかった」と回答しています<sup>[3]</sup>。
- 「レイブに際しては生命・身体の危険を冒しても最後まで抵抗を図るものであり、本気になって抵抗しなくなるのは性行為に同意しているから」というのはレイブについての根拠なき思い込み(いわゆる「レイブ神話」)の一つにすぎません[4]。

### 三) 私たちの要望

「暴行または脅迫」ならびに「抗拒不能」の規定、また裁判官の経験則による事実認定を性暴力の実態や精神医学や心理学の調査データと符合し、より実態に則すよう、暴行脅迫要件の撤廃を含めた見直しを要望します。

### 3. 不同意性交等罪の創設を要望します。

被害者が「性交に同意していなかったこと」を認めたにも関わらず「抗拒不能の状態だったと認定することはできない」として無罪<sup>[1]</sup>、また被害者が「拒否できない状態であった」と認められたにも関わらず、被告人が「認識していたと認められないこと」を理由に無罪<sup>[5]</sup>、また「被告人の暴行が被害者の反応を著しく困難にする程度であった」ことは認めながら「被告人がわかる形での抵抗はなかった」と無罪<sup>[6]</sup>、と相次ぐ無罪判決に一般市民が「おかしい」と感じ、被害者のみならず自分たちを守るはずの刑法が自分たちを守っていないという認識が不安とともに共有され、判決に対する抗議デモや署名運動が広がってきています。

### 一) 裁判の現状について

- ・2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部<sup>[1]</sup>は、中学2年から長女(19)への性的虐待を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交に同意していなかったこと」を認めましたが、性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものでなく、従わざるを得ないような強い支配、従属関係にあったとまでは言い難いとし、「被害者が抗拒不能の状態だったと認定することはできない」として無罪と判断しました。
- ・2019年3月12日、福岡地方裁判所久留米支部<sup>[5]</sup>は、女性が飲食店で深酔いして抵抗できない状況にある中、性的暴行をし、準強姦罪に関われた福岡市内の会社役員男性に対し、「女性はテキーラなどを数回一気飲みさせられ、嘔吐しても眠り込んでおり、抵抗できない状態だった」と認定したが、女性が目を開けたり、何度か声を出したりしたことから、「女性が許容している、と被告が誤認してしまうような状況にあった」「女性が拒否できない状態であったことは認められるが、被告がそのことを認識していたと認められない」として、無罪と判断しました。
- ・2019年3月19日、静岡地方裁判所浜松支部<sup>[6]</sup>は、女性に対する強制性交等致傷罪に問われたメキシコ人男性に対し、被告人の暴行が被害者の反応を著しく困難にする程度であったことは認めましたが、被害者が「頭が真っ白になった」などと供述したことから、女性が抵抗できなかったのは精神的な理由によると認定し、「被告からみて明らかにそれとわかる形での抵抗はなかった」として、無罪と判断しました。

### 二)心理学的·精神医学的知見

- ・性暴力加害者の治療教育を行なっている専門家は、「性暴力加害者には、思春期以降における性暴力行動を一旦(逮捕等によって)押さえ込み、じっくりその背景にある考え方を聞いていくと、性暴力を合理化する認知の歪みが必ず認められる」としています。[7]
- ・性暴力においては、加害者が被害者に密着し、距離が非常に近くなることから、視覚・聴 覚・嗅覚・味覚・触覚などすべての身体感覚が侵襲された状態が長く続きます。[8]被害者 は、これらの侵襲の心身の記憶をトラウマやPTSDに発症する割合が高く、繰り返し再現す るリアルな記憶に長い期間、場合によっては一生涯苦しみ続けます。

### 三) 私たちの要望

 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データと性犯罪等被害の実態調査 結果を反映し、不同意性交等罪を創設することを要望します。

### 4. 地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を要望します。

親子関係でありながら、被害当時年齢が19歳のため、監護者性交等界が適用されませんでした<sup>[1]</sup>。法の網から落ちてしまう事例を救う必要があります。

### 一) 裁判の現状について

2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部<sup>[1]</sup>は、中学2年から長女(19)への性的虐待 を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交に同意していなかった こと」を認めましたが、性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものでなく、抗 拒不能の状態に至っていたと断定できないとして無罪と判断しました。

### 二) 心理学的 · 精神医学的知見

暴行又は脅迫がなくても、抗拒不能になり、性犯罪が成立することは、心理学的・精神医 学的に証明されています。

- ・性犯罪の多くは必ずしも「暴行・脅迫」を必要としない顔見知りによる犯行<sup>[9]</sup>です。また加害者が立場が上の場合(上司、教師、祖父等)、被害者は所属コミュニティや居場所を失うというリスクを背負わされて抵抗が難しかったり、警戒も何もしていない相手からの行動に咄嗟に抵抗などできなかったりして受動的に屈従していしまい<sup>[10]</sup>、抗拒不能という要件を満たさないので、犯罪とは扱われないのです。
- ・被害者と加害者が日頃から頭を合わせる関係にある場合、性暴力が繰り返されることがあ ります。監護者からの継続した性虐待の場合は、そもそも抵抗できず、途中に抵抗したこと があるとしたら余計に、抵抗が受け入れられなかったことで抵抗を諦めるようになり、暴行 脅迫は不要になります。性的虐待が被害者の心理に及ぼす影響を「暴行又は脅迫」「抗拒不 能」の認定に反映する必要があります。

### 三)附帯決議

2017年刑法改正時、衆護院附帯決議二、参議院附帯決議二において、「刑法第百七十六 条及び第百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。」が合意されました。

### 四)私たちの要望

 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データを反映し、地位関係性を 利用した性犯罪規定の創設を要望します。

### 5. 衆議院附帯決議四を踏まえ、性犯罪等被害の実態調査結果を改正刑法の運用および見直しに反映してください。

### 一) 裁判の現状について

2019年3月19日、静岡地方裁判所浜松支部<sup>[[6]</sup>は、女性に対する強制性交致傷罪に問われ たメキシコ人男性に対し、被告人の暴行が被害者の反応を著しく困難にする程度であったこ とは認めましたが、被害者が「頭が真っ白になった」などと供述したことから、女性が抵抗 できなかったのは精神的な理由によると認定し、「被告からみて明らかにそれとわかる形で の抵抗はなかった」として、無罪と判断しました。

### 二) 心理学的·精神医学的知見

・性暴力においては、加害者が被害者に密着し、距離が非常に近くなることから、視覚・聴 覚・嗅覚・味覚・触覚などすべての身体感覚が侵襲された状態が長く続きます<sup>[8]</sup>。性器のみ ならず、肛門・口腔への指や器具等、性器以外の異物の挿入も、性別を問わず、身体的感覚 が侵襲されます。これらが同意なく挿入された時の、侵襲行為による性的侵害に対して被害 者が受ける衝撃は、性器によるものと変わりません。被害者は、これらの侵襲の心身の記憶 をトラウマやPTSDに発症する割合が高く、繰り返し再現するリアルな記憶に長い期間、場 合によっては一生涯苦しみ続けます。

### 三) 附帯決議

2017年刑法改正時、衆議院附帯決議四において、「性犯罪被害が潜在化しやすいことを 踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯 罪等被害の実態把握に努めること。」と決議されました。

### 四)私たちの要望

性犯罪等被害の実態調査結果を、改正刑法(性犯罪)の運用および見直しに反映することを要望します。

### 6. 参議院附帯決議 八 を踏まえ、子ども(および障害者など社会的弱者)の事件では司法面接を必ず行い、ビデオ証言を採用してください。

### 一) 裁判の現状について

2019年3月28日、12歳長女に対する約2年間にわたる、週3回の頻度で性行為を強要されていたと検察側が主張し強姦などで起訴された男性について、静岡地方裁判所は「唯一の直接証拠である被害者の証言は信用できない」と無罪としました。

理由として、長女が児童相談所職員に毎週金曜日に性交されていると証言していたが、証人 尋問では金曜日じゃなくなったなどと証言し、被害の頻度や曜日について供述が変遷してい るので、検察官の主張は採用できないと結論づけました。

### 二)司法面接について

司法面接では、子どもからの聴き取りは、誘導的、暗示的な譲った聴取り方法を排して、 子どもの記憶が汚染される前に、子どもからできるだけありのままの供述を得て、刑事事件 の立件手続の適正を確保するとともに、繰り返し聴取を受けることによる子どもの二次被 害をできるだけ回避することを目的として、児童福祉に関する機関、捜査機関等の関係諸機 関から構成する多機関連携チームが主体となり、一堂に会して別室で見守る中で、専門的訓 線を受けた面接者が、原則としては1回限り行うものとするとされています。また、子ども の記憶が変わる前の初期段階で全過程を録音・録画する「可視化」が行われています。

子どもに何回も供述させるのではなく、1回の供述のビデオ証言を証拠として採用することで、供述の証明力を確保し、裁判を公正に行うことができます。

### 三) 子どもの被害の実態について

内閣府男女共同参画局の調査 (平成29年度) [11]によると、無理やりに性交等された被害 経験では、無理やりに性交等された女性7.8%中、20.6%が小学校入学前から中学生までで 被害を受けていました。無理やりに性交等された男性1.5%中26%が小学校入学前から中学 生までで被害を受けていました。中学卒業から17歳までの被害は女性3.5%、男性17.4%で した。

### 四) 附帯決議

2017年刑法改正時、参議院法務委員会附帯決議では「八、児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理

解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取 技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代 表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと」という 附帯決議がつきました。

### 五) 私たちの要望

- このような実態を踏まえ、児童が被害者である性犯罪裁判について、供述の証明 力を確保する聴取技法が実施されたか、二次被害の防止への配慮がされていた か、といった点を明らかにしてください。
- 次に、性犯罪児童の心理学的・精神医学的知見等について、調査研究を推進してください。
- また、司法警察職員、検察官及び裁判官に対し、これらの知見を踏まえた研修を 実施してください。
- 被告人(被告人弁護人)の同意がなければ、裁判証拠とならない[伝聞法則] (刑事訴訟法320条・326条)刑事訴訟法について議論し被害者が児童である性犯罪の裁判では司法面接のビデオ証言を必ず証拠として採用されるようにしてください。
- 上記を実施するための、必要な予算を措置してください。
- [1] 娘と準強制性交、父親無罪 「抵抗不能」 認定できず 地数回崎支部」毎日新聞、2019年4月4日 https://mainichi.jp/articles/20190404/k00/D0m/040/481000c
- [2] 宮地尚子(2015)「精神料医から見た性暴力被害の実態」(日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会議 (2015)「性暴力被害の実態と刑事裁判」)
- [3] 内山駒子「性犯罪の被害者の被害実態と加害者の社会的背景(上)(中)(下)」警察時報2000年10月号。 6頁(宮地(2015)両上にて引用)
- [4] 吉田容子「データから見る性暴力被害の実態一判決で描かれる性暴力被害と実態の素態ー」(日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会議(2015)「性暴力被害の実態と刑事裁判」)
- [5]「深酔いの女性との準強制性交、無罪 久雷米、「抵抗不能」認定できず 地裁福岡支部」毎日新聞、2019 年3月11日
- [6] 「女性に私暴の男性に無罪、静岡「故意認められない」」共同通信、2019年3月20日

https://headlines.vahoo.co.jo/hl?a=20190320-00000071-kvodonews-soc

- [7] 藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」p.42誠情書開
- [8] 宮地両子(2013)『トラウマ』岩波書店.p.132
- [9] 無理やりに性交等された経験のある人に、加害者との関係を聞いたところ、「全くの知らない人」と回答したのは全体の11.6%に過ぎず、主な加害者は「(元)配偶者」や「(元)交際相手」、「職場・アルバイト先の関係者」等ほとんどが知り合いからの加害であることが明らかになっています。内閣府(2018)「男女間における単力に関する調査(平成29年度調査)」男女共同参園局

http://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-7.pdf

[10] 井上摩耶子 (2014) 「裁判所の「経験則」は正しいか? 一級判を防ぐために」井上摩耶子 (大阪弁護士会 人権権疑委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム縄「性暴力と刑事司法」) など 内郎府 (2018) 間上

5

## 刑法性犯罪等審議に関する要望書

一般社団法人Spring 作集理事 山本 潤 代表理事

私たちは、 性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している、 性暴力被害者 支援者のグ

平成29年7月、刑法性犯罪が改正されました。これは改正の必要性を認識してくれた、多くの国会議員の皆様のおかげです。一方で様々な課題が残されたことから、施行後三年を目途として検討ならびに所要の措置を講ずることを定めた「附則」が採択されました。また、暴行脅迫要件の認定に関する調査研究、捜査及び公判の過程における二次被害防止、性犯罪被害者支援の拡充等を求める「附帯決議」も採 択されています。 多くの国会議員

附則ならびに附帯決議を適切に履行するために、私たちは以下を要望します

# 刑法性犯罪等に関する集中審議を開催してください

附則は「政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による 改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り 方について検討を加え」ることとしています。 三年度に実情、状況等を勘案し、施策の在り方について検討を加えるためには、あらかじめ被害の実 情を把握するための調査等が行われていること、ならびに改正後の実態把握のために必要な項目を明確 化し、統計や調査が実施されていることが必要です。 今国会で刑法性犯罪等に関する集中審議を実施し、附則の履行に向けた準備が滞りなく進められているかを、明らかにしてください。

# 'n

ものになる様、 平成29年 **私たちを法務委員会の参考人質疑に呼んでください** 成29年7月の性犯罪刑法改正時、附帯決議に盛り込まれた になる様、性犯罪被害当事者の生の声を聞いてください。 「刑法の見直し」が、 より実態に即した

# 性犯罪等に関する調査を、

**です**。 附則を適切に履行するには、 **性犯罪等に関する調査を、政府モデル事業として実施してください** |則を適切に履行するには、刑法性犯罪改正後の判例だけでなく、裁判の過程や起訴・不起訴の基 |被害届の受理・不受理の判断、相談件数等、「判例に至るまでの過程」を明らかにすることが必 とが必要

附則の履行にあたり、 頼してください。 性犯罪等被害者の実態を 9 く知る団体に対し、 政府モデル事業と 7 Y 調査を

# 予算委員会ならびに各委員会で、附則ならびに附帯決議の適切な履行を促す質問をしてください。 刑法性犯罪改正時に採択された附則ならびに附帯決議に関する質問をしてください

各政党の法務部会な 各党の法務部会等で、 で性犯罪等に関す 性犯罪等の現状を理解する場を設けてください ドア ニソ V を実施し 7 ださい。

5

## Spring

## 一般社団法人Spring

2017年7月7日設立。 社会に生き る希望 かか H 16 ールを作る ための活動を -H

₹103-0014 東京都中央区日本橋蛎殼町1-21-6 南雲ビル

E-mail: lobbying@spring-voice.org

Web: https://ameblo.jp/spring-voice-org

般社団法人Spring 提供資料

### 10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?

~誰もが踏みにじられない社会のために~



2017年に刑法の性犯罪規定が改正されました。110年ぶりです。強姦罪は「強制性交等罪」になり、男性が被害に遭った場合も処罰されることになり、刑も重くなりました。(3年以上の懲役→5年以上の懲役)。それでも、未だに性暴力の被害にあって泣き寝入りをせざるを得ない人がたくさんいます。もっと被害者を守れる、より良い制度を実現するために、以下のような法改正が課題となっています。

- 強制性交等罪(レイプ)における暴行・脅迫要件をなくすことにより、同意なき性行為を広く 処罰対象とすること
- ・ 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること
- ・ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること
- ・ 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること
- パートナーや恋人との間の同意なき性行為について適切に処罰することセクシュアル・ハラスメントを犯罪とすること

そこで、HRNでは、米国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、韓国、台湾の性犯罪に関する規定を調査しました(2018)。その結果、どの国も日本より進んでいることがわかりました!



(2019年2月)

### Q1 むりやり性行為をした加害者が なぜ処罰されないの?

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(2017年度調査)によると、女性の7.8%、男性の1.5%が、無理やりに性交などをされた経験があると答えています。ところが、警察庁によると、2016年の強姦罪の認知件数は989件、被害にあった人の一握りにすぎません。では勇気を出して被害届を出し、受け付けられた人のうち、その訴えが認められたのはどれくらいでしょう。2016年に全国の検察庁が取り扱った強姦罪のうち、起訴された事例は36%に過ぎません。

なぜでしょうか。日本では、レイプ罪が成立するためには、暴行・脅迫、心神喪失などの厳しい要件が求められています。そのため、レイプの被害にあった女性の多くが、「暴行・脅迫の証拠がない」と言われ、警察で取り合ってもらえなかったり、加害者が起訴されないなど、泣き寝入りをしているのが現状なのです。海外ではどうでしょうか。

### 暴行・脅迫等がなくてもレイプが成立する国

スウェーデン レイプ罪 2018年法改正 Yes Means Yes

### 刑法第1条 レイプ

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性から鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合は、自発的関与があると認定することは許されない。

- 1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行 為に参加した場合
- 2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。
- 3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。

### 刑法第1条A 過失レイプ罪

第1条の罪を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことについての注意を著しく怠った場合、過失レイプ 罪として4年以下の拘禁刑に処す。但し行為が状況に照らし深刻でないと認められる場合は、加害者の刑事責任は 問われない。

出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

### イギリス 2003年性犯罪法 NO Means NO

### 第1条 レイプ

- (1)次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
  - (a) Aが故意に、自己の男性器を他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
  - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
  - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2)Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる 措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

### カナダ 性的暴行罪

被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行(Sexual assault)」として処罰される。 そして、刑法第273.1条第2項は、以下の場合には同意は認められないとする。

- (a) 合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合。
- (b) 被害者がその行為に同意することができない場合。
- (c) 被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合、被害者が 言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合、又は性的行為を行うことに同意 した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合。

### アメリカ・ニューヨーク州法

### 第3級レイプ罪(最も軽いレイプ罪・但し重罪とされる)の要件。

- 1. 男性又は女性が、17歳未満であること以外の理由で同意する能力がない他人と性交した場合。
- 2. 21歳以上の男性又は女性が、17歳未満の他人と性交をした場合。
- 3. 男性又は女性が、同意能力がないこと以外の理由で同意なく性交をした場合。

### ドイツ レイプ罪 2016年法改正

### 刑法第177条第1項

他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

刑法第177条第2項第1号 行為者が、その者が反対意思を形成又は表明できない状況を利用した場合。

刑法第177条第2項第2号 行為者が、その者が身体的又は精神的状態に基づき、意思形成又は表明が著しく

限定されている状況を利用した場合。但し、行為者がその者の同意を得た場合を

Pot

行為者が驚愕の瞬間を利用した場合。

刑法第177条第2項第3号 刑法第177条第2項第4号

行為者が、抵抗した場合には被害者に深刻な害悪が生じる恐れがある状況を利

用した場合。

### 暴行・脅迫等の要件を求める法制度の国 ~ それでも日本より広くレイプ罪を規定しています~

### フランス

### レイプ罪(刑法第222-23条)

暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為は、15年以下の拘禁刑に処する。

セクシュアル・ハラスメント罪(刑法第222-33条)

「性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為は、2年以下の拘禁刑又は3万ユーロ以下の罰金に処する。」

### ここがポイント!

多くの国が暴行・脅迫という要件をなくし、被害者の同意の有無のみに基づいて性犯罪としています。そして、暴行・ 脅迫などの要件がある国でも、日本より緩やかな要件で犯罪が成立するとしています。また、信頼関係や依存関係 からイヤと言えない関係を悪用した場合もレイブが成立するとしています。

### フィンランド

### 刑法 レイプ罪

- (1) 他人に対する直接の暴力の行使又はその脅迫によって同人に性交を強制した者は、レイプ罪として、1年以上6年以下の拘禁刑とする。
- (2) また、意識の喪失、疾患、障害、畏怖状態、又は他の無抵抗状態に乗じて、防御できない又は意思を形成 若しくは発することが出来ない者と性交をした者もレイプ罪とする。

### 刑法第5条 性的虐待罪

- (1) 自己の地位を濫用し、以下の(a)ないし(d)のいずれかの者を唆して性交、その他の実質的に性的自己決定権を侵害するような性行為、又は行為の服従に及んだ者は、性的虐待罪として罰金又は4年以下の懲役とする。
  - (a) 18歳未満で、学校又は他の機関において行為者の権限又は監督の下に置かれ、又はその他の行為者に従属する立場にあった者。
  - (b) 18歳未満の者で、その性的自己決定権が、未成熟及び年齢さのために実質的に行為者に劣っている者に対し、行為者が未成熟さに乗じたことが明白である場合。
  - (c)病院その他の機関において患者となっている者で、自己を防衛し、又は意思を形成若しくは発する ことが、疾患、障害、又はその他の無気力な状況のために実質的に阻害されている者。
  - (d)特に行為者に依存した者で、行為者が依存に乗じたことが明白な場合。

### 韓国

### 第 297 条(レイプ)

暴行又は脅迫により、人をレイプした者は、3年以上の有期懲役に処する。

### 第 302 条(未成年者等に対する姦淫)

未成年者又は心神微弱者に対し、偽計又は威力により、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5年以下の懲役に 処する。※対象年齢は13~19歳

出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

### 第 303 条(業務上威力等による姦淫)

 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、 5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。

2. 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

### 台湾

### 刑法第221条

「男女に対し、暴行、脅迫、脅嚇、催眠術又はその他意思に反する方法を用いて性交した者は、3年以上10年以下の 有期懲役に処する。」

### 刑法第228条

「性交するために、家族、後見人、家庭教師、教育者、指導者、 後援者、公務員、職業的関係、その他同種の性質の関係にある ことが理由で、自身の監督、支援、保護の対象になっている者に 対する権威を利用した者は、6ヶ月以上5年以下の有期懲役刑に 処する。前項で定める関係にありながら、その者に対してわいせつ 行為をした者は、3年以下の有期懲役刑に処する。」



### Q2 性交同意年齢 なんで日本は13歳なの?

性交同意年齢=同意の有無に関わらず性行為をしたら犯罪になる年齢は?

13歳 日本·韓国

14歳 ドイツ・台湾

15歳 フランス・スウェーデン、

16歳 カナダ・イギリス・フィンランド

カナダ 2008年の法改正で原則14歳から現行の16歳に引き上げられた。

### 性的搾取(刑法第153条)

- (1)若者(16歳以上18歳未満の者)に対して信頼や権限のある立場にある者、若者がその者と依存の関係にある者、若者との関係が若者を搾取する関係である者が、(a)性的な目的で、直接的又は間接的に、身体の一部または物で、若者の身体の一部を触った場合、(b)性的目的で、直接的又は間接的に、身体の一部又は物を使って、他人の身体(誘い、助言し又はそそのかした者自身の身体及びその若者の身体を含む)を触るよう、誘い、助言し又はそそのかした者は、罪を犯している。
- ※12歳又は13歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が2歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の 若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2項)。つまり、パートナーが12歳 又は13歳より2歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

また、14歳又は15歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が5歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2.1項)。つまり、パートナーが14歳又は15歳より5歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

### 勧告 調査に基づく勧告

現の殺人・・女性をはじめ多くの人々を苦しめる、 深刻な性暴力被害をなくすために、私たちは求めます。 海外で実現したことは日本でも実現できるはずです。

### 勧告1: 暴行・脅迫要件の撤廃 -同意のない性交等行為を処罰対象に

### 勧告1-A:不同意の性行為をすべて処罰対象に

強制性交等罪、強制わいせつ罪から、暴行・脅迫の要件を撤廃し、相手方の同意・自発性のない性行為はすべて 「強制性交等」「強制わいせつ罪」として処罰対象としてください。そして相手方の自発的意思が明示・黙示に表現されていないのに性交等をすることは処罰対象とする、"Yes Means Yes"の法制を導入してください。

### 勧告1-B:加重要件としての暴行・脅迫

暴行・脅迫は加重類型の処罰としてください。

### 勧告1-C: 同意要件の定義の明確化

同意の要件については被害者保護に欠けることのないよう、諸外国の法令を参考に明確に規定してください。 同意がないこと、自発的でないことの例示として、諸外国の例をもとに、暴行・脅迫や心神喪失、抗拒不能にとどま らない広範な例を列挙してください。

特に、恐怖、権限関係の利用、酩酊、疾患、心身の障害等の脆弱な状況により拒絶ができなかったことは、同意の 存在が否定される場合として列挙されるべきです。この観点から、準強制性交等罪、準強制わいせつ罪の「心神喪失」 「抗拒不能」の要件を緩和すべきです。

### 勧告1-D: 同意の認識に関する過失罪の採用

相手方の同意に関する合理的確信がない場合、相手方の自発的意思の確認に関する注意を著しく怠った場合も 有罪とする法制を採用してください。

### 勧告1-E: 同意不取得の場合の処罰対象化

同意を得ないで人に対し性的行為を行うことを強制する罪を処罰してください。

### 勧告2:子どもの保護

### 勧告2-A: 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢を少なくとも原則として、16歳まで引き上げてください。

### 勧告2-B:子どもであることの加重要件化

子どもに対する性犯罪は加重処罰してください。

### 勧告2-C: 相手の年齢に関する誤認の処罰対象化

相手方が16歳未満であった場合において、行為者が、相手方が16歳以上であることについて合理的な根拠に基づき確信していなかったときも犯罪としてください。

### 勧告2-D:子どもに対する地位利用等の処罰対象化

親権者、監護者だけでなく、学校、施設等の管理監督者、教師、施設職員、同居者、依存、搾取等の関係にある地位の者が子どもに性行為をした場合は処罰の対象としてください。

### 勧告3:優越的地位や関係性を利用した性的言動に対する処罰

### 勧告3-A:独立の処罰類型として明確化

優越的地位や関係性を利用して性行為を行う場合を処罰する 法改正をしてください。

### <u>勧告3-B:セクシュアル・ハラスメントに対する刑事罰の導入</u> セクシュアル・ハラスメントを明確に禁止し、セクシュアル・ハラス メント行為を処罰する規定を導入してください。

### 勧告3-C:公務員による性犯罪等の厳罰化

9

公務員の性犯罪およびセクシュアル・ハラスメントについて、厳格 な制裁規定を導入すべきである。



出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

### 就活OB訪問の女子大生に 大林組社員がわいせつ行為

スマホアプリで知り合う

"

就職活動でOB訪問に来た20代の女子大学

生を自宅マンションに連れ込んでわいせつな 行為をしたとして、警視庁三田署は強制わい せつの疑いで、大手ゼネコン大林組の社員、 宗村港(むねむら・みなと) 容疑者(27) - 東 京都港区―を逮捕した。容疑を一部否認して いる。

宗村容疑者は女子大学生と喫茶店で会い、

「パソコンを見ながら説明したほうがいい。 近くに事務所があるから行かないか」と言っ て、東京都港区のマンションの部屋に連れ込 んだという。2人は就活生と社会人をつなぐ スマートフォンのアプリ「VISITS B」を通じて知り合ったとみられる。

逮捕容疑は今年1月27日、港区のマンショ

ンの部屋で女子大学生にわいせつな行為をし たとしている。1月下旬に女子大学生が同署 へ被害届を提出。同署はアプリを通じて他の 学生とも会っていたとみている。

大林組は「逮捕されたことは誠に遺憾。事 実関係を確認し、適切に対応していく」とコ メントした。

【産経新聞朝刊 2019/1/9】

### 睡眠薬使った性犯罪 急増

### 睡眠導入剤などを悪用した 性犯罪が相次いでいる

平成 女子中学生に薬物を飲ませた 29年 県2人を、神奈川県警が単独 29年 県2人を、神奈川県著か神 4月 動わいせつ容疑などで逮捕

入った過ぎ飲ませた例を、警 視庁が原強制わいせつ容疑 などで連続

30年 女子高校生に帰収革が入っ た飲み物を飲ませた男を、概 木県警が単独制性交致傷容 疑などで逮捕

10月 女子高校生に護観導入前が

### 睡眠導入剤などを使った 性犯罪の特徴と対処法

### 難選級人能の使用が終われる状況

- 多に耐込られないほど様くなった。 ■ 体が思うように動かなかった
- 意識がもうろうとした
- 無いつもはしないような行動をして

### 被害に通ってしまったら一

- 妊娠や性症栓症を疑い、医療機能で受益 Tå
- ■警察や支援室口に相談する 動食物の残りや食器があれば相談時に持
- **#**18 リ与護術ホームページから抜粋

デートレイプドラッグ 竹幕 力に使われる縁眠導入剤などの 道称、飲むと眠くなったり、体に力が 入らなくなったりするほか、歩行や会 話ができていても、記憶がなくなった り、途切れ途切れになったりする場合 かある。知時間で作用する顔影響入剤 は薬の成分も早期に体内から排出され るため、知行の証拠が残りにくい。

逮

何かあ

104.34

【毎日新聞HP 2019年3月12日発信】

② 每日新聞 ②

【産経新聞朝刊 2019/3/16】

♠ 就活生にわいせつ 不起訴

就職活動中の女子大学生にわい せつな行為をしたとして大手ゼネ コン「大林組」(東京都港区)の 社員の男性(27)が先月18日に警視 庁に強制わいせつ容疑で逮捕され た事件で、東京地検は15日、男性 を不起訴とした。地検は理由を明 らかにしていない。

### 準強姦で起訴の男性会社役員に無罪判決 地裁久留米支部

毎日新聞 2019年3月12日 12時32分 (最終更新 3月12日 16時01分)

飲酒によって意識がもうろうとなっていた女性に性的暴行をしたとして、準強姦(ごうか ん) 罪に問われた福岡市博多区の会社役員の男性(44)に対し、福岡地裁久留米支部は12 日、無罪(求刑・懲役4年)を言い渡した。

西崎健児裁判長は「女性が拒否できない状態にあったことは認められるが、被告がそのこ とを認識していたと認められない」と述べた。

男性は2017年2月5日、福岡市の飲食店で当時22歳の女性が飲酒で深酔いして抵抗できな い状況にある中、性的暴行をした、として起訴された。

判決で西崎裁判長は、「女性はテキーラなどを数回一気飲みさせられ、嘔吐(おうと)し ても眠り込んでおり、抵抗できない状態だった」と認定。そのうえで、女性が目を開けた り、何度か声を出したりしたことなどから、「女性が許容している、と被告が誤信してしま うような状況にあった」と判断した。【安部志帆子】